

宇都宮大学教育学部研究紀要 第六十六号 第一部 別刷

平成二十八年（二〇一六）三月

旧学制下栃木県の小学校教員検定制度（一）

——一九〇〇年七月以前——

丸山剛史

Historical analysis on certificate examination system for elementary school teachers in Tochigi prefecture under the prewar school system (1): Before July, 1900

MARUYAMA Tsuyoshi

旧学制下栃木県の小学校教員検定制度（一）

——一九〇〇年七月以前——

丸山 剛史*

一 研究の目的及び方法

本小論は、戦前日本の小学校・国民学校教員（以下、初等教員）検定制度史研究の一環をなすものである。本小論では、初等教員検定制度の府県比較のための事例研究として、栃木県を取り上げ、同県の小学校教員検定制度の形成過程を明らかにすることを目的としている。

戦前日本の初等教員検定制度史研究の必要性は、船寄俊雄が「小学校教員養成史は師範学校史と同一ではなく、検定試験制度史を合わせて明らかにしなければその研究は完結しない」、「小学校教員養成史研究を完結させるためには、必ず取り組まなければならない課題である」と指摘している^①。研究の進め方に関しても、実施主体が都道府県であり、史料の残存状況の関係もあり、都道府県別に検討する必要があることが指摘されている^②。

先行研究では、秋田^③、兵庫^④、宮城^⑤、静岡^⑥、群馬等の各県の教員検定制度が検討されてきた。特に、秋田、静岡に関しては制度の形成から帰結までの過程が通史的に明らかにされている。

本小論では、栃木県を取り上げる。取り上げる理由は主に以下の二点である。

第一に、栃木県の場合、「栃木県布達」、「栃木県令達」、「栃木県報」

（明治三十四年以降、後に『栃木県公報』と改称）、『栃木県学事年報』（明治二〇—四三年度）、『栃木県統計書』（明治四四—昭和一四年度）等により、検定試験制度の形成から廃止までの過程を、通史的に検討することができるところである。栃木県の場合、栃木県立図書館に検定出願書類が残されており、検定利用者の実像に迫ることはできない。しかし、前記の資料より、栃木県の検定制度的変遷を辿り、通史的に検討することが可能である。

第二に、小学校教員検定制度利用の事例研究として矢板大安（一八七四—一九四七）に関して検討するからである。本小論は、初等教員検定制度の府県比較研究の共同研究の一部であり、共同研究では事例研究として「矢板大安日記」（宮城教育大学附属図書館所蔵）を手がかりとし、矢板に関して検討する^⑧。矢板は、栃木県出身であり、同県において小学校教員検定により、准教員、正教員となり、校長、郡視学等を務め、その後、山形県に転出し、山形県では郡長、高等女学校校長を歴任した人物である。林竹二（一九〇六—一九八五）の実父でもある。栃木県の初等教員検定制度の検討は、「矢板大安日記」分析のための基礎研究としての側面をもつ。

以上の理由から、初等教員検定制度史研究の事例研究として栃木県を取り上げることとした。

栃木県の初等教員養成ないしは小学校教員の確保に関しては、栃木県教育史編纂委員会編『栃木県教育史 一―五』、栃木県史編さん委員会『栃木県史 通史編六・近現代一』、栃木県教育史編さん委員会編『新版 栃木県教育史 上』が言及している。これらの著書では、明治一〇年代に小学校教員が不足し、教員補充のために「検定教員の確保に腐心」したことは記述されているが、栃木県の小学校教員検定制度は検討されていない。『栃木県史 史料編』にも小学校教員検定に関する規則は収録されていない。

栃木県の初等教員検定関係規則の発出形態及び名称も明らかでない。前述のように、初等教員検定制度の実施主体は、都道府県であり、初等教員検定関係規則の名称も府県により異なる。例えば、秋田は県令としての「小学校令施行細則」において主に規定されていたが、静岡は当初は県令であったが後に告示により、「小学校教員検定細則」という名称の規則により規定されていた。栃木県の初等教員検定関係規則の名称は、いまでもなく、県令か否かも明らかではない。

そこで、本小論では、初等教員検定制度の基本的な枠組みが形成される一九〇〇（明治三三）年七月以前の時期に限定し、『下野私立教育会雑誌』の「官令」欄により栃木県の初等教員検定関係規則を探索し、規則名を確認した上で、栃木県立文書館の行政文書検索のためのデータベースを利用し、初等教員検定関係規則の制定から廃止までの経過を辿った。さらに、『文部省年報』（各年度）の「栃木県学事年報」、『栃木県学事年報』、『下野私立教育会雑誌』の初等教員検定関係の記述・記事の内容を確認し、規則の変遷に遺漏がないよう留意した。こうして収集した関係規則を、栃木県立文書館所蔵の「栃木県布達」、「栃木県令達」と照合し、正誤を確認した。収集した関係規則は、文末に資料として掲

げた。

初等教員検定関係規則の検討に際しては、（一）出願・検定手続きの方法、（二）試験の時期・実施回数、試験会場、（三）試験科目、（四）検定の方法、判定基準、（五）手数料の有無及び金額に留意した。なぜなら、これまでの研究において、提出書類あるいは提出方法に人物評価に関する要素が含まれている可能性があること、管内の現職教員が受験する場合には提出書類等が簡略化され、受験しやすくなっていたこと、試験科目及び判定基準が府県により異なり検定合格の難易に差があること、府県財政との関係により手数料徴収のあり方が決められていたことなどが明らかになってきたからである。

なお、本稿は、今後の検討のための覚え書きであることを予めお断りしておく。本稿作成において、初等教員検定関係規則の収集に予想以上に時間を費やし、本文執筆に十分な時間を確保することができなかった。本稿では、一九〇〇年七月以前の初等教員検定関係規則の変遷を辿り、若干の特徴を記すことしかできなかった。本来ならば、中央の法令及び秋田、静岡、群馬の各県等との比較検討が必要であるが、これらの点はほとんど検討できていない。ご了承願いたい。

二 「小学校教員検定等二関スル細則」以前

（一）栃木師範学校規則

確認し得た限りにおいて、小学校教員資格取得に関する最も古い規定は、一八七六（明治九）年七月二四日、乙第一九〇号により改正された栃木県師範学校規則である。同規則は、全一三章からなり、第四章「試験条例並試験規則」において「卒業証書授与規則」（全五条）が掲げら

れている。¹⁰⁾

同規則によれば、「管内小学教員タラン事ヲ欲スル者ハ該校ニ於テ其学力及ヒ授業法試験ノ上管下小学教員タルヘキ証書ヲ授与スルヲ法トス」とされ、小学校教員志望者に「学力」と「授業法」に関する試験を実施することを明記している。試験の点数により三等級に分けられた。

栃木県では師範学校卒業証書を所持せぬ小学校訓導に師範学校卒業証書を持たせるための取り組みが行われていたようであり、一八七七（明治一〇）年度の取り組みを記した学事年報には、「管内小学訓導ニシテ未タ卒業証書ヲ有セサル者ヲ本校ニ入ラシム之ヲ特徴生徒ト称ス」と記述されている。¹¹⁾ 師範学校卒業証書を所持せぬ小学校訓導は、師範学校生徒と区別し、「特徴生徒」として師範学校に受け入れられていた。

師範学校卒業者以外にも卒業証書を授与していたことは知られているが、栃木県のように「特徴生徒」として師範学校で受け入れていた事例は確認し得ていない。

(二) 栃木県学事条例及び公立小学校教員学業証明法

一八八〇（明治一三）年になると、「栃木県学事条例」及び「公立小学校教員学業証明法」において、小学校教員資格取得のあり方が規定されるようになった。

「栃木県学事条例」は全七章四三条から成り、第五章「公立小学校教員ノ事」（第二二―三〇条）において公立小学校教員資格に言及している。¹²⁾ 第二条において公立小学校教員は本県師範学校もしくは官立師範学校の卒業証書を所持することとされ、第三条において「本県師範学校又ハ官立師範学校ノ卒業証書ヲ有セスシテ公立小学校教員タル者ハ本

県師範学校ニ於テ試験ノ上該教員ニ相応セル学力ヲ証明スベシ」とし、師範学校卒業証書を所持せぬ場合は本県師範学校において「試験」を受け、「学力」「証明」を受ける必要があることが記されている。

「公立小学校教員学力証明法」は、全七条から成る。¹³⁾ 同法によれば、「修学履歴書」を添え、師範学校に願ひ出ることになっている。「試験」は「毎年五回」（二、四、六、九、十一月）定期的に実施することとされた。試験合格者には「本県師範学校ニ於テ」「試験合格ノ者ニ」「証明書ヲ授与」することとされていた。

(三) 栃木県小学校教員免許状授与規則

一八八二（明治一五）年五月一日、甲第一〇〇号により、「栃木県小学校教員免許状授与規則」が制定された。¹⁴⁾ 同規則は、全一四条から成る。第一条において、「官立公立師範学校ノ卒業証書ヲ有セスシテ管内小学校教員タラントスル者ニハ、本県ニ於テ其学力ヲ検定シタル後免許状ヲ授与スヘシ」とし、小学校教員希望者で官立師範学校卒業証書を所持せぬ者には、県が「学力」を「検定」し、「免許状」を「授与」することとした。学力検定申請者は、「願書」に「履歴書」を添え、「身元保証人ノ連署」を得て、試験実施月の前月に「県令」まで願ひ出ることとされた。「試験」は「毎年四回」（二、五、九、十一月）、本県師範学校を試験場として実施することとされた。「試験委員」は「師範学校教員」が務めることとされたが、「本県学務課員」が「監視」し、「試験ノ問題」も「県庁」が「交付」することとされた。試験科目は「栃木県史料編」において明らかにされているため、ここには記さない。¹⁵⁾ 各科目

の点数が三分の一以上であり、平均点が五分の三以上であれば「及第」とされた。検定手数料等は明記されていない。

検定・試験の実施主体が師範学校から県に変化し、県の管理が強化されていると考えられること、提出書類に「身元保証人ノ連署」が求められるようになり、人物保証の要素が新たに加えられていることが着目される。

同規則下の学力検定試験の実施結果が「学事年報」に残されている。実施結果は次の通りである。

明治一六年度 四回実施 受験者二九一名 免許状授与一〇七名^⑬
 明治一七年度 三回実施 受験者二二七名 免許状授与 三二名^⑭
 明治一八年度 不明。第二回「延期」予定は通達されている。^⑮
 明治一九年度 「当分施行セズ」は通達されている。^⑯

このように、規則制定翌年度は免許状授与者数も百名を超えていたが、一八八四（明治一七）年度には免許状授与者数は大幅に低下し、一八八六（明治一九）年度には施行されなくなっていた。

(四) 小学校学力検定試験細則

一八八七（明治二〇）年二月九日、県令一五号「小学校教員学力検定試験細則」、県令一六号「小学校授業生免許規則」が制定された。これは小学校等その他の新令の主旨による改正であるとされる。^⑰ここでは紙幅の都合もあり、「小学校教員学力検定試験細則」のみ言及する。

「小学校教員学力検定試験細則」は、全四条から成っている。^⑱第一条において、「小学校教員学力検定試験ハ毎年十月一日ヨリ栃木県尋常師範学校ニ於テ施行スルモノトス」とし、小学校教員学力検定試験の実施

要領が明記される。受験希望者は、願書、履歴書、手数料（金壹円）を提出することとされた。なお、提出された願書については、「郡長ニ於テ取纏メ且意見ヲ付シ」「知事ニ具申スヘシ」とされ、郡長が取りまとめるとともに「意見」を付すこととされた。学力検定試験は、前記のように、年一回（十月）、師範学校にて実施することとされた。試験科目についての記述はないが、各科目六〇点以上が「合格点」とされた。

同細則に関しては、検定試験の回数が従来年四回であったものが年一回へと大幅に削減されたこと、人物評価に関して郡長の意見が付されることになり、強化されたとみられること、手数料が明記され、一円とされたことが着目される。

(五) 小学校教員仮免許状授与規則

前記の規則整備にもかかわらず、小学校教員供給は不十分であったため、栃木県は「教員仮免許状授与規則」制定を企画した。『栃木県学事年報 明治二十一年』は、「…師範学校卒業者にして其需要百分の一にも応ずるに足らず又学力検定の如きも及第者毎に僅少なるを以て二十年文部省令第七号に拠り小学校教員仮免許状授与規則を仮定し較々学力あるものを挙げ以て之を補充すへき見込にて其規則調査中なり」と記している。^⑳

一八八九（明治二二）年二月二十八日、県令第一〇号により、「小学校教員仮免許状授与規則」が制定された。^㉑同規則では「小学校教員仮免許状ハ三箇年以上教職ニ従事シ年齢二十年以上ニシテ相当ノ学力アルモノニ之ヲ授与ス」（第一条）とし、教職経験三年以上で「相当ノ学力」のある者には小学校教員仮免許状が授与されることとなった。同免許状

は、高等科と尋常科の二種類に分けられ、三年の有効期限が付された。

この仮免許状授与規則は、一八八七（明治二〇）年八月四日の文部省令第七号にもとづく措置であるとされるが、秋田、静岡の検討では言及されていない。群馬の場合は、八七年に「小学校尋常科教員仮免許規程」が制定されており、尋常科に限定されていた。⁽²⁴⁾

三 「小学校教員検定等二関スル細則」以後

(一) 「小学校教員検定等二関スル細則」制定

一八九二（明治二五）年三月二二日、県令三四号「小学校教員検定等二関スル細則」が制定された。同細則は、全一六条から成っている。⁽²⁵⁾ 第一条において「小学校教員検定ハ甲種ハ出願ノ都度之ヲ施行シ乙種ハ其正教員ニ関スルモノハ毎年六月一日ヨリ准教員ニ関スルモノハ毎年十月一日ヨリ施行スルモノトス／但本県尋常師範学校卒業生ハ尋常師範学校長ノ申請ニ依リ施行ス」とされ、甲種、乙種と二種に分け、乙種については正教員と准教員とを分けて検定を実施することとされた。同細則によれば、検定申請者は、「願書」、「履歴書」、「身体検査証」を県庁に提出することとされた。なお、願書では、「品行方正」であることについて郡町村長の証明を受けることが求められている。検定実施時期については、前記のように、甲種は出願の「都度」とされ、乙種に関しては、「正教員」は六月、「准教員」は一〇月とされた。試験場は特に明記されていない。試験科目は、准教員のみ明記されている。合否に関しては、本科教員の場合、各科目五〇点以上で、平均六〇点以上が合格とされた。ただし、一科目だけは四〇点以上でもよいこととされた。専科教員の場合は、六〇点以上とされた。手数料は、検定手数料と免許状手数料

とが示されるようになった。手数料の詳細は、次の通りである。

検定手数料	本科正教員	一円
	本科准教員・専科正教員	五〇銭
	専科准教員	三〇銭
免許状手数料	正教員	五〇銭
	准教員	三〇銭

同細則に関しては、提出書類に身体検査証が追加されたこと、試験の合格最低基準が引き上げられたこと、手数料が検定受験と免許状交付に分けて別々に徴収されるようになったことなどが着目される。

同年六月一〇日、県令第五六号により、臨時乙種検定実施に関する規定が挿入された。⁽²⁶⁾ 第一条に、次の一文が追加された。「乙種ノ検定ハ前項期日ノ外臨時ニ施行スルコトアルヘシ」。これにより、乙種検定は、年一回の定期試験以外に臨時検定が実施可能となった。

同年八月一三日、県令六四号により、試験科目が改められた。⁽²⁷⁾ 本年栃木県令第三十四号小学校教員検定等二関スル細則第六条第七条第八条ノ試験科目中『倫理』ヲ『修身』ト改ム」とされ、試験科目中の「倫理」が「修身」に改められた。

(二) 検定細則全部改正（一回目）

一八九四（明治二七）年四月二九日、県令五六号により小学校教員検定細則の全部改正が行われた。⁽²⁸⁾ 同改正では、次の四点が変更された。検定実施回数が年一回及び臨時から年二回及び臨時へと改められた。高等小学校専科准教員の免許科目に「裁縫」が追加された。佳良証明書に相当する科目受験免除の証明書（第十二条 乙種検定ヲ受クル者其試験

ニ合格セサルモ一部ノ成績優等ナルトキハ其ノ部分ニ対シ証明書ヲ授与ス」、以下、成績優等証明書」が発行されるようになった。検定及び免許状手数料が不要となる者に第二種小学校教員講習科入学者が加えられた。

同改正では、乙種検定の実施回数が増えるとともに、成績優等証明書の発行が始まったことが着目される。受験の機会が増え、科目合格を積み重ねて検定合格及び免許状取得に至る途が開かれ、検定を受験し易くする意図があったものと思われる。

また、『栃木県学事年報 明治二十七年』によれば、同年、栃木県は「小学校教員補欠方法ノ一端トシテ」「検定ノ方法ヲ改メ」「増加ヲ計つたとされ、前記の細則改正は教員補充策としての対応であったと考えられる。また、その他、尋常師範学校内設置の小学校教員講習科の「拡張」ならびに私立教育会による講習会開催の勧誘を行い、小学校教員の補充を企図したとも記されている²⁸⁾。教育会の教員養成事業は、初等教員検定制度史研究においても着目されているが、栃木県のこの時期の取り組みの詳細は定かでない。

(三) 高等女学校補習科・裁縫専修科卒業生に対する措置

一八九六（明治二九）年一月二二日、県令第八号により、検定細則が改められた。変更点は、次の三点である。

臨時検定対象者が追加され、従来「第二種小学校教員講習科」に限定されていた臨時検定対象に「本県高等女学校補習科若クハ裁縫専修科ヲ卒リタル者」が加えられ、臨時検定者の対象が拡大された。

本科正教員試験科目に関する記述が挿入された。従来、本科正教員試

験科目に関する記述はなかったが、次の一文が追加挿入された。「第六條 本科正教員試験科目中図画音楽ノ一科目若クハ数科目ハ受験者ノ志望ニ依リ当分ノヲ欠クコトヲ得」。

その他、高等小学校准教員試験科目に関して、従来、図画、音楽、体操の一科目もしくは数科目が受験者の希望により免除されることになっていたが、この免除科目から「体操」が削除された。これにより、准教員受験では必ず体操を課されることになった。

同改正では、臨時検定の対象者として高等女学校補習科あるいは裁縫専修科卒業生が掲げられたことが着目される。秋田及び静岡では、栃木の場合のように明記されることはなかった。群馬においても確認し得ていない。

(四) 佳良証明書の有効期間明記

一八九八（明治三一）年五月三日、県令第四三、四四号により、検定細則が改められた。同改正において、科目免除のための成績が「優等」から「佳良」に改められるとともに、佳良証明書の有効期間は三箇年であることが明記された。

(五) 学校長申請の検定と臨時検定の区別

同年九月六日、県令第六〇号により、検定細則が改められた。同改正では、臨時乙種検定は「教員補充上必要ト認ムルトキ」に施行できるところとなり、代わって栃木県師範学校卒業生、第二種小学校教員講習科修了者、栃木高等女学校補習科あるいは裁縫専修科は当該学校長の申請に

より検定を実施でき、教員講習科、高女補習科及び裁縫専修科に関して
は修了試験をもって乙種検定に代えることができることとされた。

(六) 検定細則全部改正 (二回目)

一八九八(明治三二)年三月二一日、県令第一六号により、検定細則
の全部改正が行われた。同改正では、次の点が改められた。

検定試験は県庁所在地で行うことが明記された。検定願書に関して、
提出先が市町村長に改められるとともに、栃木県内の現職教員は提出書
類の内、「身体検査証」が不要となった。書類提出期間が従来の三〇日
から二〇日に改められた。氏名の変更にも対応することが明記された。
その他、検定手数料が従来の半額になった。

なお、『栃木県学事年報 明治三十二年度』によれば、同年、「本年新
に郡立小学校教員講習規程を定めて各郡に尋常小学校本科准教員講習を
開設せしめ又小学校教員裁縫講習規則を定め裁縫講習を高等女学校内に
新設して専科教員の養成を図れり」と記され、教員供給に関する対応策
が採られたと考えられる³⁰⁾。

文中の「郡立小学校教員講習規程」は、訓令第二三号「郡立小学校教
員講習科規程」(一八九九年一月二八日制定)をさすと思われる。同教
員講習科は尋常小学校准教員養成を目的としており、臨時乙種検定を実
施することができる³¹⁾とされた。なお、このときの准教員養成に関して
は、「河内郡ヲ除く外各郡にて開始」という記述がある³²⁾。なかには「莫
大の経費を決議したる所もある」とされる。県内各郡において准教員養
成が実施され始めたことが窺われる。

高等女学校内に設けられた裁縫講習に関しては、一八九九(明治

三二)年七月二〇日に県令第四五号により「小学校教員裁縫講習規則」
が制定され、同年一〇月二二日付け告示五二七号により講習入学志願者
が募集されている³³⁾。このときの講習に関しては『下野私立教育会雑誌』
に記録が残されており、講習内容及び受講者(三二名)の氏名を確認す
ることができる³⁴⁾。なお、この裁縫講習修了生も高等女学校補習科及び裁
縫専修科修了生と同じく栃木県高等女学校校長の申請により検定を施行す
るものとされた³⁵⁾。

四 まとめにかえて

以上のようにみてきて、次のことは書き留めておきたい。

師範学校規則、県学事条例・学力証明法、免許状授与規則、学力検定
試験細則を経て、県令により「小学校教員検定等ニ関スル細則」が制定
されており、栃木県においても、秋田、静岡、群馬とほぼ同じように、
初等教員検定関係の諸規則が制定されていた。ただし、今回確認した
「小学校教員仮免許状授与規則」(一八八九年制定)は、秋田、静岡の事
例研究では言及されていなかったが、群馬では存在が確認されており、
栃木では教員供給方策としての役割が期待されたようであり、今後の府
県事例研究では顧慮される必要があると思われる。

また、栃木県では、高等女学校補習科及び裁縫専修科が明治二〇年代
から小学校教員講習科と同等の扱いを受け、さらに検定細則にもその旨
明記されていたことは、秋田、静岡ではみられないことであった。栃木
では、一八七六(明治九)年に栃木女学校が創立され、同校に女教員養
成が「委託」され、「卒業証書は師範学校より」という形がとられたと
いう³⁶⁾。同校は、栃木模範女学校を経て、一八七九(明治一二)年に「栃

木県第一女子中学校」と改称され、女子中等教育機関の設置という点で着目され、栃木県では女子教育振興が推進されていたと考えられている⁽¹⁷⁾。今後は、こうした女子教育振興の動きとの関係にも留意し分析する必要があると思われる。

付記 本研究は、科学研究費補助金(二六三八一〇一一、基盤研究(C))「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究」、研究代表者・丸山剛史)の助成を受けたものである。

謝辞 『下野私立教育会雑誌』の閲覧に際しては栃木県連合教育会の職員の皆様、「栃木県布達」、「栃木県令達」の閲覧に際しては栃木県立文書館の職員の皆様大変お世話になりました。記して深く感謝します。

- (1) 船寄俊雄編著『論集 現代日本の教育史 二 教員養成・教師論』日本図書センター、二〇一四年、五七八ページ。同「日本の教員史研究」教育史学会編『教育史研究の最前線』日本図書センター、二〇〇七年、一三六ページ。同「教員養成史研究の課題と展望」『日本教育史研究』第一三号、一九九四年、八三一―八四ページ。
- (2) 船寄、前掲、一九九四年、八四ページ。
- (3) 釜田史『秋田県小学校教員養成史研究序説 ―小学校教員検定制度を中心に―』学文社、二〇一二年。同「小学校教員無試験検定制度に関する研究 ―秋田県を事例として―」『日本教育史学会紀要』第四巻、二〇一四年、一一―一九ページ、など。
- (4) 山本朗登「兵庫県における小学校教員検定制度についての一考察」『平成二三年度―平成二五年度科学研究費補助金基盤研究(C) 研究成果報告書

戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究」(研究代表者・丸山剛史)、二〇一四年三月、九一―一七ページ、など。

- (5) 笠間賢二「近代日本における『もう一つ』の教員養成 ―地方教育会による教員養成講習会の研究―」梶山雅史編『続・近代日本教育会史研究』学術出版会、二〇一〇年、二五一―二八一ページ、など。
- (6) 丸山剛史「静岡県の初等教員養成と初等教員検定制度 ―研究ノート―」前掲「科研究報告書」、二〇一四、五五―一〇二ページ。
- (7) 内田徹・丸山剛史「旧学制下群馬県における小学校教員検定制度 ―1900年9月以前―」『東京福祉大学・大学院紀要』第五巻第二号、一三三―一三〇ページ。
- (8) 横須賀薫「矢板大安日記」収蔵のこと」『こもれば』(宮城教育大学附属図書館ニュース)第一〇四号、二〇〇三年、二一三ページ。「矢板大安日記」については、笠間賢二氏のご教示を得た。笠間「小学校教員検定制度研究の必要性」『日本教育史往来』第一六五号、二〇〇六年)を参照されたい。
- (9) 栃木県教育史編さん委員会編『新版 栃木県教育史 上』、二四二ページ。
- (10) 「一 栃木師範学校規則改正」栃木県史編さん委員会編『栃木県史 史料編 近現代八』栃木県、一九七九年、三六五―三七六ページ。
- (11) 「栃木県年報」『文部省第八年報』、一八八〇年、一六二ページ。
- (12) 「一〇 栃木県学事条例」、前掲・『栃木県史 史料編』、五八一―六一ページ。
- (13) 甲第三七号「栃木県公立小学校教員学業証明法」『甲号布達 一 自明治十三年一月六日/至同年六月廿一日』
- (14) 「二四 栃木県小学校教員免許状授与規則」、前掲・『栃木県史 史料編』、六八―七〇ページ。
- (15) 同上
- (16) 「栃木県年報」『文部省第十一年報』、一八八三年、二五七ページ。
- (17) 「栃木県年報」『文部省第十二年報』、一八八四年、一三五ページ。
- (18) 乙第四七号(一八八五年四月二四日)に五月に予定されていた第二回が九月まで延期されることが記されている。
- (19) 県令第一〇号(一八八六年八月一八日)に「当分之内施行セス」と記されている。
- (20) 栃木県『栃木県学事年報 明治二十年』、一ページ。
- (21) 栃木県令第一五号「小学校教員学力検定制度試験細則」『栃木県令達月集 自明治二十年一月/至同年六月』

- (22) 栃木県『栃木県学事年報 明治二十一年』、七ページ。
- (23) 栃木県令第一〇号「小学校教員仮免許状授与規則」『非現行令達集 学務之部 自明治十九年三月六日/至同二十六年十二月廿八日』
- (24) 内田・丸山、前掲、一二六ページ。
- (25) 県令第三四号「小学校教員検定等ニ関スル細則」『下野私立教育会雑誌』第八四号、一八九二年、二四―二八ページ。
- (26) 県令第五六号、小学校教員検定等ニ関スル細則中追加、『下野私立教育会雑誌』第八六号、一八九二年、ページ番号なし。
- (27) 県令第六四号、小学校教員検定等ニ関スル細則中改正、『下野私立教育会雑誌』第八七号、一八九二年、三六ページ。
- (28) 県令第五六号、小学校教員検定等ニ関スル細則全部改正、『下野私立教育会雑誌』第一〇六号、一八九四年、二七―三三ページ。
- (29) 栃木県『栃木県学事年報 明治二十七年』、一、七ページ。
- (30) 栃木県『栃木県学事年報 明治三十二年』、一ページ。
- (31) 訓令第二三号「郡立小学校教員講習科規程」『県訓令 明治三十三年』
- (32) 「県下教育界の昨今」『下野私立教育会雑誌』第一五八号、一八九九年、二五ページ。
- (33) 知事官房『栃木県令達月集 明治卅二年』。
- (34) 「栃木県高等女学校に於ける小学校教員裁縫講習に関する裁縫の教授細目」『下野私立教育会雑誌』第一六五号、一八九九年、四―七ページ。「裁縫科講習氏名」同上誌、第一七一号、二六ページ。翌(明治三三)年八月にも講習員(三〇名)が募集された(告示第三二七号、『栃木県令達月集 明治三十三年』)。
- (35) 県令第四四号、小学校教員検定等ニ関スル細則中改正、知事官房『栃木県令達月集 明治卅二年』。
- (36) 栃木県史編さん委員会編、前掲、栃木県史・通史編、一九八二年、五八五ページ。
- (37) 栃木県史編さん委員会編、前掲、栃木県史・通史編、一九八二年、二八二―二八四ページ。

資料 栃木県小学校教員検定制度史料（稿）（一）

凡例

- 一、本資料は、小学校教員検定に関する県令等を探録した。
 一、配列は編年とした。
 一、資料の記載は、資料番号・標題・本文・出典とした。
 一、資料の掲載にあたって漢字は旧字体を新字体に改めた。

【一】公立小学校教員学業証明法

甲第三十七号

栃木県公立小学校教員学業証明法左ノ通相定候條此旨布達候事

明治十三年三月廿五日 栃木県令 鍋島幹

栃木県公立小学校教員学業証明法

- 第一条 官立師範学校又ハ本県師範学校ノ卒業証書ヲ有セスシテ管内公立小学校教員タル者ハ後條ノ方法ニヨリ試業ノ上該教員ニ相応セル学カヲ証明スヘシ

但從來管内公立小学校ニ於テ一ヶ年以上訓導ノ職ヲ勤メ一校教員ノ

責ヲ担任シ其成績上該教員ノ職ニ任フルノ学力経験アル者ニ限り

更ニ試験ヲ要セズト雖氏志願ノ者ハ試験ヲ遂クヘシ

第二条 試験科目左ノ如シ

第一読書

通常ノ和漢文（日本小文典、国士攬要、文章軌範、皇朝史略、十八史略、元明史略、万国史記）ヲ誦読シ得ル程度

第二習字

楷行草体ヲ教授シ得ル程度

第三算術

日用ノ和洋算（相場割 利息算／分数 小数等）ヲ教授シ得ル程度

程度

第四作文

普通ノ公私用文ヲ教授シ得ル程度

第五地理

日本地理ノ要領坤輿地理ノ大意（日本地理小誌／輿地誌略）ヲ教授シ得ル程度

シ得ル程度

第六歴史

日本歴史ノ要領万国歴史ノ大略（日本史略、支那／史略、万国史略）ヲ教授シ得ル程度

第七修身

通常ノ修身書（勸善訓蒙／修身論）ヲ教授シ得ル程度

第八小学授業法

各科ヲ教授スルノ大略

第三条 試験ヲ請フ者ハ願書ニ其修学履歴書ヲ添ヘ本県師範学校ヘ願出

ツヘシ

ツヘシ

但試験ヲ請フ者ハ男女ヲ問ハス年齢十八年以上ノ者タルヘシ

第四条 試験ハ毎年五回即チ二月四月六月九月十一月ヲ以テ定期トシ各

期月五日以内ニ於テ試験場ヲ開クヘシ

第五条 受験人ハ書籍ヲ携帯シテ試験場ニ入ルヲ許サス

又一問ノ答ヲ了ラサル間ハ他席ニ出ルヲ許サス

第六条 本県師範学校ニ於テハ試験合格ノ者ニハ左式ノ証明書ヲ授与ス
ヘシ

但証明書授与ノ上ハ其旨県庁ヘ開申スヘシ

(書式 省略)

第七条 試験若シ不合格ノ者ハ更ニ六ヶ月以上ヲ経ハ再試験ヲ願フヲ得
ヘシ

出典 『甲号布達 一 自一号ノ至百号 自明治十三年一月六日ノ至

同年六月廿一日』(栃木県立文書館所蔵)

【二】小学校教員仮免許状授与規則

栃木県令第十号

小学校教員仮免許状授与規則左ノ通相定ム

明治廿二年二月廿八日

栃木県知事 樺山資雄

小学校教員仮免許状授与規則

第一条 小学校教員仮免許状ハ三箇年以上教職ニ従事シ年齢二十年以上

ニシテ相当ノ学力アルモノニ之ヲ授与ス

第二条 小学校教員仮免許状ヲ分チテ高等科尋常科ノ二種トス

第三条 高等科ノ仮免許状ヲ有スル者ハ高等小学校以下尋常科ノ仮免許

状ヲ有スル者ハ尋常小学校以下ノ教員タルヲ得

第四条 小学校教員仮免許状ノ有効期限ハ三箇年トス

第五条 明治十九年文部省令第十二号小学校教員免許規則第十二条ノ一

項若クハ数項ニ触ルルモノニハ小学校教員仮免許状ヲ授与セス又既に

授与シタモノト雖モ之ヲ没収ス

第六条 小学校教員仮免許状ヲ受クル者ハ手数料トシテ金五拾錢其書換
テ願フ者ハ同金貳拾錢ヲ納ムヘシ

第七条 小学校教員仮免許状ノ書式ハ左ノ如シ

(仮免許状書式、省略)

出典 『非現行令達集 学務之部 自明治十九年三月六日ノ至同
二十六年十二月廿八日』(栃木県立公文書館所蔵)

【三】小学校教員検定等ニ関スル細則

栃木県令第三四号

明治二十四年文部省令第十九号小学校教員検定等ニ関スル規則第二十條
ニ依リ小学校教員検定等ニ関スル細則左ノ通相定ム

明治二十五年三月廿二日

栃木県知事折田平内

小学校教員検定等ニ関スル細則

第一条 小学校教員検定ハ甲種ハ出願ノ都度之ヲ施行シ乙種ハ其正教員

ニ関スルモノハ毎年六月一日ヨリ准教員ニ関スルモノハ毎年十月一日

ヨリ施行スルモノトス

但本県尋常師範学校卒業生ハ尋常師範学校長ノ申請ニ依リ施行ス

第二条 小学校教員検定ヲ請フ者ハ左ノ種別ニ従ヒ手数料ヲ納ムヘシ

本科正教員 金 壹 円

本科準教員 金 五 拾 錢

専科正教員 金 五 拾 錢

専科準教員 金 參 拾 錢

手数料ハ願書ト共ニ差出スヘシ其既ニ差出シタル手数料ハ願下ヲナシ

若クハ試験ニ応セサルトキト雖モ之ヲ還付セス

第三条 乙種検定願書ハ検定期日三十日前迄ニ差出ベシ

第四条 乙種検定ヲ請フ者ハ試験期日前本県庁ニ出頭シ試験時間及其他ノ事項ニ就キ指揮ヲ受クヘシ

第五条 試験ノ順序試験場ノ取締及受験者心得等ニ関シテハ小学校教員検定委員長之ヲ定ムヘシ

第六条 尋常小学校本科准教員試験科目ノ程度左ノ如シ
但図画音楽体操ノ一科目若クハ数科目ハ当分之ヲ欠クコトヲ得

倫理 人倫道德ノ要旨

教育 教育ノ大意実地授業

国語 講読及作文

算術 筆算ハ命位記数四則分数小数比例百分算珠算ハ加減乗除及四則雜題

算珠算ハ加減乗除及四則雜題

地理 日本地理ノ大要

歴史 日本歴史ノ大要

習字 楷書行書草書

図画 自在画法ノ大要

音楽 単音唱歌

体操 普通体操

裁縫 通常衣服ノ縫方裁方

第七条 高等小学校本科男准教員試験科目ノ程度左ノ如シ

但図画音楽体操ノ一科目若クハ数科目ハ当分之ヲ欠クコトヲ得

倫理 人倫道德ノ要旨

教育 教育ノ要旨実地授業

国語 講読及作文

漢文 積義

数学 筆算ハ命位記数四則分数小数比例百分算自乘法

開平開立求積法珠算ハ加減乗除及四則雜題
幾何ノ大意

簿記 日用簿記
地理 日本地理外国地理ノ大要

歴史 日本歴史ノ大要
博物 動物植物鉱物ノ大意

物理 大意
化学 大意

習字 楷書行書草書
図画 自在画法及用器画法ノ大要

音楽 単音唱歌複音唱歌
体操 普通体操及兵式体操

第八条 高等小学校本科女准教員試験科目ノ程度左ノ如シ
但図画音楽体操ノ一科目若クハ数科目ハ当分之ヲ欠クコトヲ得

倫理 人倫道德ノ要旨

教育 教育ノ要旨実地授業

国語 講読及作文

数学 筆算ハ命位記数四則分数小数比例百分算珠算ハ加減乗除及四則雜題

地理 日本地理外国地理ノ大要

歴史 日本歴史ノ大要

理科 博物及物理化学ノ大意

家事 衣食住作法及裁縫

習字 楷書行書草書

図画 自在画法及用器画法ノ大要

音楽 単音唱歌複音唱歌

体操 普通体操

第九条 高等小学校専科准教員試験科目ノ程度左ノ如シ

図画 自在画法及用器画法

音楽 単音唱歌複音唱歌及樂器用法ノ大要

体操 普通体操及兵式体操

家事 衣食住作法及裁縫

手工 木工具ノ種類用法等

農業 土ノ成分分類植物ノ成分等及肥料ノ用法ノ養畜養蚕等ノ大要

要

商業 商社商店売買勘定諸取引物価等商業ノ大意

外国語 綴字習字読法文法及翻訳

第十条 学力試験ノ成績ハ点数ヲ以テ之ヲ評判シ各科目ノ点数ハ一百ヲ以テ定トス

第十一条 本科教員ノ試験ハ各科目ノ評点五十以上平均点六十以上ヲ得タル者ヲ合格トス

但一科目ニ限り其評点五十二滿タサルモ四十以上ナレハ合格トス

ルヲ得

専科教員ノ試験ハ一科目ノ評点六十以上ヲ得タル者ヲ以テ合格トス

格トス

第十二条 准教員ノ免許状ハ七ヶ年間に効トス

第十三条 准教員免許状ノ書式ハ左ノ如シ

(免許状書式 省略)

第十四条 小学校教員免許状ヲ受クル者ハ左ノ種別ニ從ヒ手数料ヲ納ム

ヘシ

正教員 金五拾錢

准教員 金參拾錢

小学校教員免許状ノ書換ヲ請フトキハ手数料金式十錢ヲ納ムヘシ

第十五条 本県尋常師範学校卒業生ハ第二条第十四条ニ掲クル手数料ヲ

徴収セス但免許状書換ニ係ル手数料ハ此限ニアラス

第十六条 小学校教員ノ檢定ヲ請フ者ハ左式ノ願書及履歷書ニ身体検査

証ヲ添フヘシ

(願書、履歷書書式 省略)

出典 『栃木県令達告示 全 明治二十五年 下野新聞附録』(栃木県立文書館所蔵)

【四】小学校教員檢定等ニ関スル細則中追加

栃木県令第五十六号

明治二十五年本県令第三十四号小学校教員檢定等ニ関スル細則第一条ニ左ノ一項ヲ追加ス

明治二十五年六月十日

栃木県知事折田平内

乙種ノ檢定ハ前項期日ノ外臨時ニ施行スルコトアルヘシ

出典 『栃木県令達告示 全 明治二十五年 下野新聞附録』(栃木県立文書館所蔵)

〔五〕明治三十五年小学校教員検定等二関スル細則中改正

栃木県令第六十四号

本年栃木県令第三十四号小学校教員検定等二関スル細則第六条第七條第

八条ノ試験科目中「倫理」ヲ「修身」ト改ム

明治三十五年八月十三日 栃木県知事 折田平内

出典 『栃木県令達告示 全 明治三十五年 下野新聞附録』（栃木県

立文書館所蔵）

〔六〕明治三十七年小学校教員検定等二関スル細則全部改正

栃木県令第五十六号

明治三十五年栃木県令第三十四号小学校教員検定等二関スル細則左ノ通

改正ス

明治三十七年四月廿九日 栃木県知事 佐藤暢

小学校教員検定等二関スル細則

第一条 小学校教員検定ハ甲種ハ隨時之ヲ施行シ乙種ハ左ノ期日ヨリ之

ヲ施行ス

但乙種検定ノ期日休暇ニ当ルトキハ其次日ヨリ施行ス

正教員 毎年六月一日ヨリ

十月一日ヨリ

准教員 毎年六月十日ヨリ

十月十日ヨリ

本県師範学校卒業生ハ学校長ノ申請ニ依リ検定ス

本県尋常師範学校ニ於テ第二種小学校教員講習科ヲ終リタル者ハ第一

項ノ期日ニ依ラス臨時ニ検定ス

但修了試験ヲ以テ乙種検定ニ換エフルコトアルヘシ

第二条 小学校教員検定ヲ請フ者ハ左ノ種別ニ従ヒ手数料ヲ納ムヘシ

本科正教員 金壹圓

本科准教員 金五拾錢

専科正教員 金五拾錢

専科准教員 金參拾錢

手数料ハ願書ト共ニ差出スヘシ其既ニ差出シタル手数料ハ願下ヲナシ

若クハ試験ニ応セサルトキト雖モ之ヲ還付セス

第三条 乙種検定願書ハ検定期日三十日前マテニ差出スヘシ

第四条 乙種検定ヲ請フ者ハ試験期日前本県庁ニ出頭シ試験時間及其他

ノ事項ニ就キ指揮ヲ受クヘシ

第五条 試験ノ順序試験場ノ取締及受験者心得等ニ関シテハ小学校教員

検定委員長之ヲ定ムヘシ

第六条 尋常小学校本科准教員試験科目ノ程度左ノ如シ

但图画音楽体操ノ一科目若クハ数科目ハ受験者ノ志望ニ依リ当之

ヲ欠クコトヲ得又裁縫ハ女子ニ限ル

修身 人倫道德ノ要旨

教育 教育ノ大意及実地授業

国語 講読及作文

算術 筆算ハ命位記数四則分数小数比例百分算

珠算ハ加減乗除及四則雜題

地理 日本地理ノ大要

歴史 日本歴史ノ大要

習字 楷書行書草書

図画 自在画法ノ大要

音楽 単音唱歌

体操 普通体操

裁縫 通常衣服ノ縫方裁方

第七条 高等小学校本科男准教員試験科目ノ程度左ノ如シ

但図画音楽体操ノ一科目若クハ数科目ハ受験者ノ志望ニ依リ当分之

ヲ欠クコトヲ得

修身 人倫道德ノ要旨

教育 教育ノ要旨及実地授業

国語 講読及作文

漢文 積義

数学 筆算ハ命位記数四則分数小数比例百分算自乘法開立求積

法、珠算ハ加減乗除及四則雜題、幾何ノ大要

簿記 日用簿記

地理 日本地理外国地理ノ大要

歴史 日本歴史ノ大要

博物 鉱物植物動物及人身生理ノ大要

物理 大要

化学 大要

習字 楷書行書草書

図画 自在画法及用器画法ノ大要

音楽 単音唱歌複音唱歌

体操 普通体操及兵式体操

第八条 高等小学校本科女准教員試験科目ノ程度左ノ如シ
但図画音楽体操ノ一科目若クハ数科目ハ受験者ノ志望ニ依リ当分之

ヲ欠クコトヲ得

修身 人倫道德ノ要旨

教育 教育ノ要旨及実地授業

国語 講読及作文

数学 筆算ハ命位記数四則分数小数比例百分算

珠算ハ加減乗除及四則雜題

地理 日本地理外国地理ノ大要

歴史 日本歴史ノ大要

理科 博物及物理化学ノ大要

家事 衣食住ニ関スル事項及裁縫

習字 楷書行書草書

図画 自在画法及用器画法ノ大要

音楽 単音唱歌複音唱歌

体操 普通体操

第九条 高等小学校専科准教員試験科目ノ程度左ノ如シ

図画 自在画法及用器画法

音楽 単音唱歌複音唱歌及楽器用法ノ大要

体操 普通体操及兵式体操

家事 衣食住ニ関スル事項及裁縫

手工 木工具ノ種類用法等

農業 土ノ成分分類植物ノ成分等及肥料ノ用法

養畜養蚕等ノ大要

商業 商社商店売買勘定諸取引物価等商業ノ大要

外国語 綴字習字読方文法及翻訳

裁縫 通常衣服ノ縫方裁方

第十条 小学校教員検定用書中尋常師範学校ノ程度ト等キ科目ニ就キテ

ハ同学校分教科用書ヲ用ヒ其他ハ別表ニ掲クルモノヲ用フ

第十一条 学力試験ノ成績ハ点数ヲ以テ之ヲ評判シ各科目ノ点数ハ一百ヲ以テ定トス

本科教員ノ試験ハ各科目ノ評点五十以上平均点六十以上ヲ得タル者ヲ以テ合格トス

但一科目ニ限り其評点五十二滿タサルモ四十以上ナレバ合格トスルヲ得

専科教員ノ試験ハ評点六十以上ヲ得タル者ヲ以テ合格トス

第十二条 乙種検定ヲ受クル者其試験ニ合格セサルモ一部ノ成績優等ナルトキハ其部分ニ対シ証明書ヲ授与ス

前項ノ証明書ヲ有スル者次回ノ検定期ニ於テ更ニ検定ヲ出願スルトキハ証明書ニ記載シタル部分ヲ省キ試験ヲ行フ

第十三条 准教員ノ免許状ハ七ヶ年有効トス

第十四条 小学校准教員免許状ノ書式ハ左ノ如シ

(書式 省略)

第十五条 小学校教員免許状ヲ受クル者ハ左ノ種別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

正教員 金五拾錢

准教員 金參拾錢

小学校教員免許状ノ書換ヲ請フトキハ手数料金式拾錢ヲ納ムヘシ

第十六条 本県尋常師範学校卒業生及同学校第二種小学校教員講習科ニ入りタル者ハ第二条第十五条ニ掲クル手数料ヲ徴収セス

但免許状書換ニ係ル手数料ハ此限ニアラス

第十七条 小学校教員ノ検定ヲ請フ者ハ左式ノ願書及履歷書ニ身体検査

証ヲ添フヘシ

但本県尋常師範学校第二種小学校教員講習科ニ入りタル者ハ町村長ノ証明及身体検査証ヲ要セス

(願書式、履歷書式 省略)

小学校教員検定用書表

(小学校教員検定用書表 省略)

出典 『栃木県令達告示 明治二十七年』(栃木県立文書館所蔵)

〔七〕 明治一九年小学校教員検定等ニ関スル細則中追加改正

栃木県令第八号

明治二十七年栃木県令第五十六号小学校教員検定等ニ関スル細則中左ノ
追加改正

明治二十九年一月二十二日

栃木県知事 佐藤暢

第一条第三項中「第二種小学校教員講習科ヲ卒リタル者」ノ下ニ「又ハ本県高等女学校補習科若クハ裁縫専修科ヲ卒リタル者」ノ二十六字ヲ加フ

第五条ノ次ニ左ノ一条ヲ追加シテ第六条トシ従前ノ第六条ヲ第七条トシ以下順次繰下ク

第六条 本科正教員試験科目中図画音楽ノ一科目若クハ数科目ハ受験者ノ志望ニ依リ当分ノヲ欠クコトヲ得

第七条但書第八條但書及第九條但書中「体操」ノ二字ヲ削ル

一 第十七条本文及第十八條但書中「小学校教員講習科」ノ下「二入」ヲ「ヲ卒リタル者」ノ下「又ハ本県高等女学校補習科若クハ裁縫専修科

ヲ卒リタル者ニシテ直ニ検定ヲ請フトキ」ノ三十八字ヲ加ヘ又第十七
条中「第十五条」ヲ「第十六条」ト改ム

出典 『栃木県令達告示 全 明治二十九年 下野新聞附録』（栃木県
立文書館所蔵）

【八】明治三二年小学校教員検定等二関スル細則中改正（一）

栃木県令第四十二号

明治二十七年栃木県令第五十六号小学校教員検定等二関スル細則第十三
条第一項ニ依リ明治三十年十月以後ニ授与シタル証明書ハ其ノ授与ノ日
ヨリ三年間ノ効力ヲ有セシム

明治三十一年五月三日

栃木県知事 千頭清臣

出典 『県令告示綴 明治三十一年四月一日』（栃木県立文書館所蔵）

【九】明治三二年小学校教員検定等二関スル細則中改正（二）

栃木県令第四十三号

明治二十七年栃木県令第五十六号小学校教員検定等二関スル細則第十三
条左ノ通改正ス

明治三十一年五月三日

栃木県知事 千頭清臣

小学校教員検定等二関スル細則

第十三条 乙種検定ヲ受クル者其ノ試験ニ合格セサルモ一部ノ成績佳
良ナルトキハ其部分ニ対シ三ヶ年間有効ノ証明書ヲ授与シ其有効期
間ニ於テ更ニ検定ヲ出願スルトキハ証明書ニ記載シタル部分ノ試験
ヲ欠キ其他ノ部分ニ就キ試験ヲ行フ

出典 『県令告示綴 明治三十一年四月一日』（栃木県立文書館所蔵）

【一〇】明治三二年小学校教員検定等二関スル細則中改正（三）

（明治三二年七月三〇日）

栃木県令第五五号

明治廿七年四月栃木県令第五十六号小学校教員検定等二関スル細則第
十一条ハ削除シ以下各条順次繰上ク

出典 『下野私立教育会雑誌』第一五三号

【一一】明治三二年小学校教員検定等二関スル細則中改正（四）

栃木県令第六十号

明治二十七年栃木県令第五十七号小学校教員検定等二関スル細則第一条
左ノ通改正ス

明治三十一年九月六日

栃木県知事 萩野左門

小学校教員検定等二関スル細則

第一条 小学校教員検定ハ甲種ハ隨時之ヲ施行シ乙種ハ左ノ期日ヨリ之
ヲ施行ス但乙種検定ノ期日休日ニ当ルトキハ次日ヨリ施行ス

正教員 毎年 六月一日ヨリ

十月一日ヨリ

准教員 毎年 六月十日ヨリ

十月十日ヨリ

乙種検定ハ教員補充上必要アリト認ムルトキハ前項ノ期日ニ拘ハラ
ス臨時ニ施行スルコトアルヘシ

栃木県師範学校卒業生若クハ第二種小学校教員講習科修了ノ者又ハ栃木県高等女学校補習科若クハ裁縫専修科修了ノ者ハ当該学校長ノ申請ニ依リ検定ス但第二種小学校講習科修了者又ハ補習科若クハ裁縫専修科了ノ者ニ就キテハ修了試験ヲ以テ乙種検定ニ換フルコトアルヘシ
出典 『県令告示綴 明治三十一年四月一日』(栃木県立文書館所蔵)

【一二】明治三十二年小学校教員検定等ニ関スル細則全部改正

栃木県令第十六号

明治二十七年栃木県令第五十六号小学校教員検定等ニ関スル細則左ノ通改正ス

明治三十二年三月廿一日 栃木県知事 溝部惟幾

小学校教員検定等ニ関スル細則

第一条 小学校教員検定ハ甲種ハ隨時之ヲ施行シ乙種ハ毎年六月十月ノ

二期トシ其月一日ヨリ県庁所在地ニ於テ之ヲ施行ス

其期日休日ニ当ル時ハ其翌日ヨリ施行ス

但乙種検定ハ教員補充上必要アリト認ムルトキハ本項ニ拘ラス臨時

ニ之ヲ施行スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ検定ノ場所期日及出頭

手続ハ其都度告示スヘシ

栃木県師範学校卒業生及第二種小学校教員講習科修了生栃木県高等

女学校補習科及裁縫専修科修了生ニ就キテハ当該学校長ノ申請ニ依

リ栃木県郡立小学校教員講習科修了生ニ就キテハ当該郡長ノ申請ニ

依リ其都度検定ヲ施行ス

但栃木県師範学校第二種小学校教員講習科修了生栃木県高等女学校

補習科及裁縫専修科修了生ニ就キテハ修了試験ヲ以テ検定試験ニ換

フルコトアルヘシ

第二条 検定ヲ請フ者ハ左式ノ願書及履歷書ニ身体検査証ヲ添ヘ市町村長ニ差出スヘシ但栃木県内公立学校教員ノ職ニ在ル者ハ身体検査証ヲ添フルヲ要セス

市町村長ハ前項志願者ノ身分年齢及品行ヲ調査シ不都合ナシト認ムルトキハ之ニ與書シ意見アルトキハ意見者ヲ付シ監督官庁ニ差出スヘシ但栃木県内公立学校教員ノ職ニ在ル者ニ対シテハ此限りニアラス

願書式

(願書式 省略)

履歷書式

(履歷書式 省略)

第三条 定期ノ乙種検定願書ハ検定期日二十日前マテニ差出スヘシ

第四条 本科正教員試験科目中図画音楽ノ一科目若クハ二科目ハ受験者

ノ志望ニ依リ当分之ヲ欠クコトヲ得

第五条 尋常小学校本科准教員試験科目ノ程度左ノ如シ但図画音楽ノ一

科目若クハ二科目ハ受験者ノ志望ニ依リ当分之ヲ欠クコトヲ得

修身 人倫道德ノ要旨

教育 教育ノ大要

国語 講読及作文

算術 筆算ハ命位記数四則分数小数比例百分算珠算ハ加減乗除及

四則雜題

地理 日本地理ノ大要

歴史 日本歴史ノ大要

習字 楷書行書草書

図画 自在画法ノ大要

音楽 単音唱歌
 体操 普通体操
 裁縫 (女子ニ限ル) 通常衣服ノ縫方裁方

第六條 高等小学校本科男准教員試験科目ノ程度左ノ如シ但图画音楽ノ一科目若クハ二科目受験者ノ志望ニ依リ当分之ヲ欠クコトヲ得

修身 人倫道德ノ要旨
 教育 教育ノ要旨
 国語 講読及作文
 漢文 積義

数学 筆算ハ命位記数四則分数小数比例百分算自乘法開平開立求積法珠算ハ加減乗除及四則雜題幾何ノ大意

簿記 日用簿記
 地理 日本地理外国地理ノ大要

歴史 日本歴史ノ大要
 博物 鈹物植物動物及人身生理ノ大要

物理 物理ノ大要
 化学 化学ノ大要

習字 楷書行書草書
 图画 自在画法及用器画法ノ大要

音楽 単音唱歌複音唱歌
 体操 普通体操及兵式体操

第七條 高等小学校本科女准教員試験科目程度左ノ如シ但图画音楽ノ一科目若クハ数科目ハ受験者ノ志望ニ依リ当分之ヲ欠クコトヲ得

修身 人倫道德ノ要旨
 教育 教育ノ要旨

国語 講読及作文
 数学 筆算ハ命位記数四則分数小数比例百分算珠算ハ加減乗除及四則雜題

地理 日本地理外国地理ノ大要
 歴史 日本歴史ノ大要

理科 博物及物理学ノ大要
 家事 衣食住ニ関スル事項及裁縫

習字 楷書行書草書
 图画 自在画法及用器画法ノ大要

音楽 単音唱歌複音唱歌
 体操 普通体操

第八條 高等小学校専科准教員試験科目ノ程度左ノ如シ
 图画 自在画法及用器画法

音楽 単音唱歌複音唱歌及楽器用法ノ大要
 体操 普通体操及兵式体操

家事 衣食住ニ関スル事項及裁縫
 裁縫 通常衣服ノ縫方裁方

手工 木工具ノ種類用法等
 農業 土ノ成分分類植物ノ成分等肥料ノ用法養畜養蚕等ノ大要

商業 商社商店売買勘定諸取引物価等商業ノ大要
 外国語 綴字習字読方文法及翻訳

第九條 乙種検定試験ノ日割ハ其都度告示スヘシ
 第十條 乙種検定ヲ受クル者其試験ニ合格セサルモ一部ノ成績佳良ナルトキハ其部分ニ対シ三ヶ年間に有効ノ証明書ヲ授与シ其有効期間ニ於テ

更ニ検定ヲ出願スルトキハ証明証ニ記載シタル部分ノ試験ヲ欠キ其他

ノ部分ニ就キ試験ヲ行フ

第十一条 小学校准教員ノ免許状ハ七ヶ年間に有効トス其免許状ノ書式ハ左ノ如シ

(免許状書式 省略)

第十二条 小学校教員免許状ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ書換ヲ請フコトヲ得

小学校教員免許状ヲ有スル者ニシテ氏名ヲ変更シタルトキハ其免許状ニ証明ヲ請フコトヲ得

第十三条 検定ヲ請フ者ハ左ノ種別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

本科正教員 金五拾錢

本科准教員 金貳拾五錢

及専科教員

前項ノ手数料ハ願書ト共ニ差出スヘシ其既ニ差出シタル手数料ハ願下ヲナシ若クハ試験ニ応セサルトキト雖モ之ヲ還付セス

第十四条 小学校教員免許状ヲ受ケタル者ハ小学校教員免許状ノ書換ヲ得タル者ハ手数料金貳十錢ヲ納ムヘシ

第十五条 第一条第二項ニ依リ検定ヲ受クル者ハ第十三条第十四条ノ手数料ヲ納ムルニ及ハス

第十六条 受験者心得及試験場取締ノ方法ハ小学校教員検定委員長ノ定ムル所ニ依ル

出典 『下野新聞 栃木県令達告示一 明治三十二年 自一月ノ至六月』(栃木県立文書館所蔵)

【一三】明治三十二年小学校教員検定等ニ関スル細則中改正

栃木県令第四十四号

明治三十二年栃木県令第十六号小学校教員検定等ニ関スル細則第一条第二項本文「補習」科ノ下「及」ノ一字ヲ削リ「裁縫専修科」ノ下「及小学校教員裁縫講習」ノ拾字ヲ加フ

明治三十二年七月廿日

栃木県知事 溝部惟畿

出典 『栃木県令達月集 明治卅二年』(栃木県立文書館所蔵)

【一四】明治三十三年小学校教員検定等ニ関スル細則更正追加

栃木県令第二十三号

明治三十二年三月栃木県令第十六号小学校教員検定等ニ関スル細則第一条第二項ノ但書ヲ「但修了試験ヲ以テ(師範学校卒業生ヲ除ク)検定試験ニ代フルコトアルヘシ」ト更メ第三項トシテ左ノ一項ヲ加フ

栃木県郡立小学校教員講習科修了生ニ対シ其修了試験ヲ以テ検定試験ニ代ヘントスル場合ニハ小学校教員検定委員ヲシテ便宜其試験ニ与ラシムルモノトス

明治三十三年二月十四日

栃木県知事 溝部惟畿

出典 『栃木県令達月集 明治三十三年』(栃木県立文書館所蔵)

平成二十七年十月一日受理